

医療費について

卵管鏡下卵管形成術（FT）は、健康保険適応の手術です。高額となりますので、限度額適用認定証のご利用をおすすめ致します。限度額適用認定証を利用された場合の医療費の目安は以下の通りです。

■医療費の目安

所得区分	自己負担限度額
ア : 年収約 1,160 万円以上	252,600 円 + { (医療費 - 842,000 円) × 1% } + 自費分
イ : 年収約 770 万 ~ 1,160 万円	167,400 円 + { (医療費 - 558,000 円) × 1% } + 自費分
ウ : 年収約 370 万 ~ 約 770 万円	80,100 円 + { (医療費 - 267,000 円) × 1% } + 自費分
エ : 年収約 370 万円以下	57,600 円
オ : 住民税非課税	35,400 円

(片側、両側どちらの場合でも上記金額が適用されます)

・治療内容：卵管鏡下卵管形成術のみの場合

○片側の治療：約 140,000 円

○両側の治療：約 280,000 円

※自己負担金額分（健康保険 3 割負担の場合）、手術代のみ。

限度額認定証を利用しますと、例えば所得区分「ウ」の場合、支払限度額は約 9 万円となり、利用しなかった場合と比較すると、

○片側：140,000 円 - 90,000 円 = 約 50,000 円

○両側：280,000 円 - 90,000 円 = 約 190,000 円 の、医療費を抑えることができます。

・医療費の例（卵管鏡下卵管形成術 + 別疾患同時実施の場合）

例 1）卵管鏡下卵管形成術（右） + 子宮付属器癒着剥離（ラパロ）

入院日数：8 日間

医療費：1,040,900 円、自費分：6,120 円、総額：1,047,020 円

↓

限度額認定証「ウ」の場合

80,100 円 + { (1,040,900 - 267,000) × 1% } + 6,120 円 = 支払額：93,959 円

例 2）卵管鏡下卵管形成術（左右） + 子宮付属器腫瘍摘出術（ラパロ）

入院日数：8 日間

医療費：1,616,060 円、自費分：6,120 円、総額：1,622,180 円

↓

限度額認定証「ウ」の場合

80,100 円 + { (1,616,060 - 267,000) × 1% } + 6,120 円 = 支払額：99,710 円

例 3）卵管鏡下卵管形成術（左右） + 子宮筋腫核出術（ラパロ）

入院日数：8 日間

医療費：1,784,410 円、自費分：8,280 円、総額：1,792,690 円

↓

限度額認定証「ウ」の場合

80,100 円 + { (1,784,410 - 267,000) × 1% } + 8,280 円 = 支払額：103,554 円

※また、生命保険の給付金対象になることがありますので、詳しくはご加入されている保険会社へお問い合わせください。

■限度額適用認定証の申請方法

お手続きの方法については、保険証の種類によって異なります。各保険者ごと、下記の通りになります。

- ・国民健康保険証の方：各市町村の役所・役場にお問い合わせください。
- ・国保以外の保険証の方：組合、共済、船員、協会けんぽ等の方は、被保険者の勤務先の総務課等にお問い合わせください。

※限度額適用認定証の利用をせず、自己負担限度額を超えるお支払いがあった場合は、高額療養費として後日払い戻しの手続きをして頂ければ超過分が戻ります。詳しくはご加入されている保険者へお問い合わせください。

※手術当日までに、限度額適用認定証を1階総合受付までご提示ください。所得区分・有効期限の確認後、お会計に反映されますので事前にお申し出ください。

JA 静岡厚生連静岡厚生病院
産婦人科外来・2階病棟
TEL：054-271-7177(代表)
※平日：午後2時～4時